

愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表（案）

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由				
1	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画 地震災害対策計画 (追加) (2)～(3) (略)	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画 地震災害対策計画 <u>(2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u> (3)～(4) (略)	対策の整備				
11	第3章 被害想定 (追加)	第3章 被害想定 第3節 <u>(資料3別紙のとおり追加する。)</u>	愛知県の地震被害予測調査の検討状況の参考追記				
13	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">県</td> <td>(26) 愛知県名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</td> </tr> </table>	県	(26) 愛知県名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">県</td> <td>(26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</td> </tr> </table>	県	(26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。	表記の整理
県	(26) 愛知県名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。						
県	(26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。						
15	3 指定地方行政機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">東海財務局</td> <td>(6) <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u></td> </tr> </table>	東海財務局	(6) <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>	3 指定地方行政機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">東海財務局</td> <td>(6) <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u></td> </tr> </table>	東海財務局	(6) <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>	表記の整理
東海財務局	(6) <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>						
東海財務局	(6) <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>						
16	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">東海農政局</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	東海農政局	(追加)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">東海農政局</td> <td><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></td> </tr> </table>	東海農政局	<u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>	対策の整備
東海農政局	(追加)						
東海農政局	<u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>						
18	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">中部経済産業局</td> <td>(3) <u>被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u></td> </tr> </table>	中部経済産業局	(3) <u>被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">中部経済産業局</td> <td>(3) <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u></td> </tr> </table>	中部経済産業局	(3) <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u>	対策の整理
中部経済産業局	(3) <u>被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u>						
中部経済産業局	(3) <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u>						
18	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">東海総合通信局</td> <td>(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u></td> </tr> </table>	東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">東海総合通信局</td> <td>(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機</u></td> </tr> </table>	東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機</u>	対策の整理
東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u>						
東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機</u>						

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）		改正案		改正理由
19	中部地方整備局	(1) 災害予防 工 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、 確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状 況モニター制度及びボランティアによる活動で被災 状況の <u>情報収集活動</u> を行う防災エキスパート制 度を活用する。	中部地方整備局	器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。 (1) 災害予防 工 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、 確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状 況モニター制度及びボランティアによる活動で被災 状況把握及び応急対策等に対する <u>防災協力活動</u> を行う防災エキスパート制度を活用する。	対策の整理
	(追加)	(追加)	中部地方環境事務所	(1)有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及 び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物 の発生量の情報収集を行う。	実施機関の追加
	(追加)	(追加)	近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連 絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整 の支援を行う。	実施機関の追加
22	5 指定公共機関		5 指定公共機関		日本郵便株式会社に統合
	郵便事業株式会社	災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・ 被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災 害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施 するものとする。 (1)被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の 支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉 書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するも のとする。 (3)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、 その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救 助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するも のとする。 (4)被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助	(削除)	(削除)	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改 正 案		改正理由
23		<p><u>物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p>			
	郵便局株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p>	日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 <u>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u> <u>(1)被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u> <u>(2)被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u> <u>(3)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u> <u>(4)被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p>	郵便事業株式会社を統合し、名称変更
24	6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		
	社団法人愛知県トラック協会	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	(略)	一般社団法人化
	社団法人愛知県医師会	(略)	公益社団法人愛知県医師会	(略)	公益社団法人化
	社団法人愛	(略)	一般社団法人	(略)	一般社団法人化

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 199 376 276">知県歯科医師会</td> <td data-bbox="376 199 1037 276"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 276 376 392">社団法人愛知県薬剤師会</td> <td data-bbox="376 276 1037 392">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 392 376 509">(追加)</td> <td data-bbox="376 392 1037 509">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 509 376 659">社団法人愛知県エルピーガス協会</td> <td data-bbox="376 509 1037 659">(略)</td> </tr> </table>	知県歯科医師会		社団法人愛知県薬剤師会	(略)	(追加)	(追加)	社団法人愛知県エルピーガス協会	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1059 199 1243 276">人愛知県歯科医師会</td> <td data-bbox="1243 199 1904 276"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 276 1243 392">一般社団法人愛知県薬剤師会</td> <td data-bbox="1243 276 1904 392">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 392 1243 509">公益社団法人愛知県看護協会</td> <td data-bbox="1243 392 1904 509">看護活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 509 1243 659">一般社団法人愛知県LPGガス協会</td> <td data-bbox="1243 509 1904 659">(略)</td> </tr> </table>	人愛知県歯科医師会		一般社団法人愛知県薬剤師会	(略)	公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。	一般社団法人愛知県LPGガス協会	(略)	<p>一般社団法人化</p> <p>実施機関の追加</p> <p>一般社団法人化</p>
知県歯科医師会																			
社団法人愛知県薬剤師会	(略)																		
(追加)	(追加)																		
社団法人愛知県エルピーガス協会	(略)																		
人愛知県歯科医師会																			
一般社団法人愛知県薬剤師会	(略)																		
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。																		
一般社団法人愛知県LPGガス協会	(略)																		
26	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り</p> <p>(略)</p> <p>附属資料第15「地域協働による防災・減災のための人材育成に関する協定書」</p>	<p>対策の整備</p>																
27	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常の活動</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>オ 地域内の災害時要援護者の把握</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整備</p>																
28	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は地域ボランティア支援本部を設置する。</p> <p>ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の地域ボランティ</p>	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティ</p>	<p>表記の整理</p>																

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由				
36	<p><u>ア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れを行う。</p> <p>第 2 章 建築物等の安全化 第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備 5 空港 中部国際空港及び名古屋飛行場について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化を推進する。</p>	<p><u>アセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れを行う。</p> <p>第 2 章 建築物等の安全化 第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備 5 空港 中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化を推進する。</p>	表記の整理				
37	<p>6 港湾・漁港・海岸・河川 (4) 河川 イ 水門、樋門の改築 老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている河口部の水門・樋門は、<u>耐震設計により</u>改築を進める。また、必要に応じて、自動化・遠隔操作化を図る。（愛知県）</p>	<p>6 港湾・漁港・海岸・河川 (4) 河川 イ 水門、樋門の改築、<u>補修</u> 老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている河口部の水門・樋門は、<u>改築・補修</u>を進める。また、必要に応じて、自動化・遠隔操作化を図る。（愛知県）</p>	対策の整理				
53	<p>第 5 章 地盤災害の予防 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 890 1034 967"> <tr> <td data-bbox="197 890 465 967">第 2 節 液状化対策の推進</td> <td data-bbox="465 890 1034 967">(1) 建築物における対策工法の<u>促進</u> (2) 液状化危険度の周知</td> </tr> </table>	第 2 節 液状化対策の推進	(1) 建築物における対策工法の <u>促進</u> (2) 液状化危険度の周知	<p>第 5 章 地盤災害の予防 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 890 1906 967"> <tr> <td data-bbox="1066 890 1335 967">第 2 節 液状化対策の推進</td> <td data-bbox="1335 890 1906 967">(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の<u>普及</u></td> </tr> </table>	第 2 節 液状化対策の推進	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の <u>普及</u>	表記の整理
第 2 節 液状化対策の推進	(1) 建築物における対策工法の <u>促進</u> (2) 液状化危険度の周知						
第 2 節 液状化対策の推進	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の <u>普及</u>						
	<p>第 1 節 土地利用の適正誘導 県（<u>建設部</u>、関係部局）及び市町村における措置 （略） 第 2 節 液状化対策の推進 県（建設部）及び市町村における措置</p>	<p>第 1 節 土地利用の適正誘導 県（関係部局）及び市町村における措置 （略） 第 2 節 液状化対策の推進 県（<u>防災局</u>、<u>建設部</u>）及び市町村における措置 (1) 液状化危険度の周知 （略） 市町村は、国から示されている「<u>液状化地域ゾーニングマニュアル</u>」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。</p>	実施主体の整理 実施主体の整理 表記の整理				

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(1) 建築物における対策工法の<u>促進</u> 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市町村は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の<u>実施を促進する。</u></p> <p>(2) 液状化危険度の周知 (略) 市町村は、国から示されている「<u>液状化マップ作成マニュアル</u>」等に基づき、<u>100mメッシュ単位程度</u>のより詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>(2) 建築物における対策工法の<u>普及</u> 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市町村は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の<u>普及を行う。</u></p>	<p>対策の整理</p>
59	<p>第6章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 2 県(防災局)における措置 (2) 教育訓練の実施 消防学校において、<u>風水害等の災害</u>に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。</p>	<p>第6章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 2 県(防災局)における措置 (2) 教育訓練の実施 消防学校において、<u>地震等の災害</u>に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
62	<p>第7章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針 市町村にあつては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の<u>把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備</u>を図るものとする。 (略)</p>	<p>第7章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針 市町村にあつては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、<u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体</u>の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、<u>関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層</u>図るものとする。 (略)</p>	<p>対策の整理</p>
	<p>(追加)</p>	<p><u>社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
	<p>(追加)</p>	<p>県及び市町村は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「む</p>	<p>対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由			
	<p>主な機関の措置 (追加)</p>	<p><u>やみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1070 352 1906 470"> <tr> <td data-bbox="1070 352 1301 470">第 7 節 帰宅困難者支援体制の整備</td> <td data-bbox="1301 352 1491 470">県、市町村</td> <td data-bbox="1491 352 1906 470">帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </table>	第 7 節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市町村	帰宅困難者支援体制の整備	<p>対策の整備</p>
第 7 節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市町村	帰宅困難者支援体制の整備				
64	<p>第 2 節 避難所の整備 市町村における措置 (2) 避難所の指定 エ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。(略)</p> <p>第 4 節 避難に関する広報 市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置 (略) (1) 避難場所等の広報 (追加) オ (略)</p> <p>第 6 節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (2) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p>	<p>第 2 節 避難所の整備 市町村における措置 (2) 避難所の指定 エ 指定に当たっては、<u>原則として、</u>防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。(略)</p> <p>第 4 節 避難に関する広報 市町村及び県（防災局、関係部局）における措置 (略) (1) 避難場所等の広報 <u>オ 避難場所、避難所の区分</u> カ (略)</p> <p>第 6 節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (2) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、<u>災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u></p> <p><u>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>実施主体の整理</p> <p>対策の整理</p>			
66	<p>(追加)</p>	<p>第 7 節 帰宅困難者支援体制の整備</p>	<p>対策の整備</p>			

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
72	<p>第 9 章 津波予防対策 第 2 節 津波防災体制の充実 1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置 (1) 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。</p> <p>2 関係市町村における措置 (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、<u>既往の最大津波、県が作成した東海地震、東南海地震による「津波浸水予測図」</u>や、「<u>市町村津波避難計画策定の手引き</u>」等を基礎資料とする。</p>	<p>県(防災局)及び市町村における措置 <u>(1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 県、当該市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p> <p>第 9 章 津波予防対策 第 2 節 津波防災体制の充実 1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置 (1) 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。 <u>また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。</u></p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、<u>退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。</u></p> <p>2 関係市町村における措置 (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、<u>最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水予測図」</u>や、「<u>市町村津波避難計画策定の手引き</u>」等を基礎資料とする。</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(5)津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整を図るものとする。</p> <p>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>第3節 津波防災知識の普及 1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置 (1) 一般向け ア 避難行動に関する知識 （追加）</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>第4節 津波防災事業の推進 1 県（防災局、建設部、関係部局）及び関係市町村における措置 (1)津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 (2)浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、で</p>	<p>(5)津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、<u>県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。</u></p> <p>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、<u>その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。</u>なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>第3節 津波防災知識の普及 1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置 (1) 一般向け ア 避難行動に関する知識 <u>(1) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。</u></p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>第4節 津波防災事業の推進 1 県（防災局、建設部、関係部局）及び関係市町村における措置 (1) <u>市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</u> (2)浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、で</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
73	<p>(1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>第4節 津波防災事業の推進 1 県（防災局、建設部、関係部局）及び関係市町村における措置 (1)津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 (2)浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、で</p>	<p>(1) <u>市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</u> (2)浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、で</p>	<p>対策の整理</p> <p>実施主体の明記</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由												
75	<p>できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。（略）</p> <p>第10章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 467 1032 582"> <tr> <td data-bbox="197 467 353 582">第2節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="353 467 562 582">県、市町村</td> <td data-bbox="562 467 1032 582">1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保</td> </tr> </table>	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保	<p>できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。（略）</p> <p>第10章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 467 1899 582"> <tr> <td data-bbox="1064 467 1220 582">第2節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="1220 467 1429 582">県、市町村</td> <td data-bbox="1429 467 1899 582">1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保及び<u>受援体制の整備</u></td> </tr> </table>	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保及び <u>受援体制の整備</u>	対策の整備						
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保													
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保及び <u>受援体制の整備</u>													
76	<p>第2節 広域応援体制の整備 1 県(防災局)及び市町村における措置 (4) 防災活動拠点の確保 県及び市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備 1 県(防災局)及び市町村における措置 (4) 防災活動拠点の確保及び<u>受援体制の整備</u> 県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び<u>受援体制</u>について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	対策の整備												
78	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1007 1032 1281"> <tr> <td data-bbox="197 1007 353 1161">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="353 1007 562 1161">県、市町村、県警察</td> <td data-bbox="562 1007 1032 1161">(1)～(5)（略） (追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1161 353 1281">第3節 防災のための教育</td> <td data-bbox="353 1161 562 1281">中部運輸局 (追加)</td> <td data-bbox="562 1161 1032 1281">(略) (追加)</td> </tr> </table>	第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、県警察	(1)～(5)（略） (追加)	第3節 防災のための教育	中部運輸局 (追加)	(略) (追加)	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1007 1899 1281"> <tr> <td data-bbox="1064 1007 1220 1161">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="1220 1007 1429 1161">県、市町村、県警察</td> <td data-bbox="1429 1007 1899 1161">(1)～(5)（略） (6) <u>過去の災害教訓の伝承</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1161 1220 1281">第3節 防災のための教育</td> <td data-bbox="1220 1161 1429 1281">中部運輸局 <u>防災関係機関</u></td> <td data-bbox="1429 1161 1899 1281">(略) 4 <u>防災教育の実施</u></td> </tr> </table>	第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、県警察	(1)～(5)（略） (6) <u>過去の災害教訓の伝承</u>	第3節 防災のための教育	中部運輸局 <u>防災関係機関</u>	(略) 4 <u>防災教育の実施</u>	対策の整備 対策の整備
第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、県警察	(1)～(5)（略） (追加)													
第3節 防災のための教育	中部運輸局 (追加)	(略) (追加)													
第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、県警察	(1)～(5)（略） (6) <u>過去の災害教訓の伝承</u>													
第3節 防災のための教育	中部運輸局 <u>防災関係機関</u>	(略) 4 <u>防災教育の実施</u>													
79	<p>第1節 防災訓練の実施 1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置 (1) 総合防災訓練</p>	<p>第1節 防災訓練の実施 1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置 (1) 総合防災訓練</p>	対策の整理、表記												

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
81	<p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、<u>東南海・南海地震</u>を想定した訓練を実施する。</p> <p>エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。</p> <p>なお、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により行うものとする。</p> <p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>（略）</p> <p>また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p>	<p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力、<u>連携</u>のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、<u>南海トラフ巨大地震等</u>の大規模地震を想定した訓練を実施する。</p> <p>エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び<u>共同訓練の実施</u>に努める。</p> <p>なお、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により<u>関係機関相互に連携</u>して行うものとする。</p> <p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>（略）</p> <p>また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u></p>	<p>の整理</p> <p>対策の整理</p>
82	<p>附属資料第 15「<u>防災啓発用資機材貸出要綱</u>」 （追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>附属資料第 15「防災啓発用資機材貸出要綱」</u></p> <p><u>附属資料第 15「あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ貸出要綱」</u></p> <p><u>附属資料第 15「防災啓発活動に関する覚書」</u></p> <p>(6) 過去の災害教訓の伝承</p> <p><u>県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u></p> <p><u>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるように公開に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
83	<p>第 3 節 防災のための教育 （追加）</p>	<p>第 3 節 防災のための教育 4 <u>防災関係機関における措置</u></p>	<p>対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
87	<p>第 4 節 防災意識調査及び地震相談の実施 県(防災局、関係部局)及び市町村における措置 (1) 防災意識調査の実施 県民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査及び県政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じ実施する。</p> <p>第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 基本方針 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 810 1032 1082"> <tr> <td data-bbox="197 810 360 1082">第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td> <td data-bbox="360 810 577 1082">市町村</td> <td data-bbox="577 810 1032 1082"> 2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備 </td> </tr> </table> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (表中)</p>	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備	<p><u>防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。</u></p> <p>第 4 節 防災意識調査及び地震相談の実施 県(防災局、関係部局)及び市町村における措置 (1) 防災意識調査の実施 県民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。</p> <p>第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 基本方針 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 810 1899 1082"> <tr> <td data-bbox="1064 810 1227 1082">第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td> <td data-bbox="1227 810 1444 1082">市町村</td> <td data-bbox="1444 810 1899 1082"> (削除) 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (削除) </td> </tr> </table> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (表中)</p>	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	市町村	(削除) 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (削除)	<p>県政モニター制度の廃止</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>表記の整理</p>
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備							
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	市町村	(削除) 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (削除)							
88	<table border="1" data-bbox="197 1316 1032 1428"> <tr> <td data-bbox="197 1316 622 1428">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="622 1316 1032 1428"> ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊 </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊	<table border="1" data-bbox="1064 1316 1899 1428"> <tr> <td data-bbox="1064 1316 1489 1428">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="1489 1316 1899 1428"> ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊 </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊	<p>津波警報の変更</p>		
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊								
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊								

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改 正 案		改正理由		
90	<p>勢・三河湾への津波警報(津波) 若しくは津波警報(大津波))</p> <p>2 市町村における措置 (1) 市町村災害対策本部の設置 (略) (2) 組織及び活動体制 (略) (3) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略) (4) 災害救助法が適用された場合の体制 (略) (5) 勤務時間外における体制の整備 市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。</p> <p>第 2 章 通信の運用 主な機関の措置</p>		<p>勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)</p> <p>2 市町村における措置 (削除) (略) (1) 組織及び活動体制 (略) (2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略) (3) 災害救助法が適用された場合の体制 (略) (削除)</p> <p>第 2 章 通信の運用 主な機関の措置</p>		表記の整理		
93	第 4 節 郵便業務の応急措置	郵便事業株式会社、郵便局株式会社	(略)	第 4 節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社に統合
97	<p>第 4 節 郵便業務の応急措置 1 郵便事業株式会社の措置 (2) 支店の窓口業務の維持 災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。(略) ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>2 郵便局株式会社の措置</p>		<p>第 4 節 郵便業務の応急措置 日本郵便株式会社の措置 (2) 郵便局の窓口業務の維持 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。(略) ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(削除)</p>		郵便事業株式会社を統合し、名称変更		

地震災害対策計画編

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由																																								
102	<p><u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u></p> <p>第3章 情報の収集・伝達・広報 第2節 被害状況等の収集・伝達 2 市町村の措置</p> <p>(2) 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 第2節 被害状況等の収集・伝達 2 市町村の措置</p> <p>(2) 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	外国人登録制度の廃止																																								
105	<p>9 被害状況の照会</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。</p> <p>第3節 広報 3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 オ 携帯電話による情報提供</p>	<p>9 被害状況の照会・共有</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。</p> <p>第3節 広報 3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 オ 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供</p>	対策の整理																																								
107	<p>第4章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>災害派遣要請者に対する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>村</td> <td>自衛隊の派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略)				町	災害派遣要請者に対する				村	自衛隊の派遣要請				<p>第4章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>災害派遣要請者に対する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>村</td> <td>自衛隊の派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略)				町	災害派遣要請者に対する				村	自衛隊の派遣要請				表記の整理
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
市	(略)																																										
町	災害派遣要請者に対する																																										
村	自衛隊の派遣要請																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
市	(略)																																										
町	災害派遣要請者に対する																																										
村	自衛隊の派遣要請																																										

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）		改正案		改正理由												
		地域ボランティア支援本部の設置		災害ボランティアセンターの設置													
108	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加) 1(4) 市町村に対する応援</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入</td> <td>市町村</td> <td>2 地域ボランティア支援本部の設置</td> </tr> </table>		第1節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) (追加) 1(4) 市町村に対する応援	第4節 ボランティアの受入	市町村	2 地域ボランティア支援本部の設置	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) 国に対する応援要請 1(5) 市町村に対する応援</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入</td> <td>市町村</td> <td>2 災害ボランティアセンターの設置</td> </tr> </table>		第1節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) 1(4) 国に対する応援要請 1(5) 市町村に対する応援	第4節 ボランティアの受入	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>
第1節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) (追加) 1(4) 市町村に対する応援															
第4節 ボランティアの受入	市町村	2 地域ボランティア支援本部の設置															
第1節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) 1(4) 国に対する応援要請 1(5) 市町村に対する応援															
第4節 ボランティアの受入	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置															
109	<p>第1節 応援協力</p> <p>1 県(防災局)における措置 (追加)</p> <p>(4) 市町村に対する応援</p> <p>イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p>		<p>第1節 応援協力</p> <p>1 県(防災局)における措置</p> <p>(4) 国(内閣総理大臣)に対する応援要請(災害対策基本法第74条の2)</p> <p><u>県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定(中部9県1市)」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。</u></p> <p>(5) 市町村に対する応援</p> <p>イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、<u>市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</u></p>		<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>												
111	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p> <p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td> </tr> </table>		人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p> <p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td> </tr> </table>		人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<p>誤訂正</p>								
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																
	第4節 ボランティアの受入		第4節 ボランティアの受入														

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
113	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 被災市町村は、<u>地域ボランティア支援本部</u>を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>地域ボランティア支援本部</u>に配置された市町村職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 被災市町村は、<u>災害ボランティアセンター</u>を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>災害ボランティアセンター</u>に配置された市町村職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	表記の整理
114	<p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(1) 市町村の<u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、<u>地域ボランティア支援本部</u>のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p>	<p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(1) 市町村の<u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、<u>災害ボランティアセンター</u>のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p>	表記の整理
114	<p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、<u>財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</u></p> <p>（図中）</p> <p>被災市町村災害対策本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p><u>地域ボランティア支援本部</u></p> <p>市町村職員</p> </div>	<p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、<u>公益財団法人名古屋YMC A、一般財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u></p> <p>（図中）</p> <p>被災市町村災害対策本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p><u>災害ボランティアセンター</u></p> <p>市町村職員</p> </div>	<p>公益財団法人化、一般財団法人化、団体の名称変更、協定締結団体の追加</p> <p>表記の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由																																																												
128	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>基本方針</p> <p>医療救護については、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>保健所等による医療情報収集 (略)</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(追加) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院</td> <td>(追加) 臨機応急な医療活動 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>(追加) 医療救護活動の実施</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td>(追加) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 (追加)</td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	保健所等による医療情報収集 (略)			→	市町村	(追加) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)				地元医師会・災害拠点病院	(追加) 臨機応急な医療活動 (略)				日本赤十字社愛知県支部	(追加) 医療救護活動の実施	→			県医師会	(追加) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 (追加)	→		→	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>基本方針</p> <p>医療救護については、<u>災害医療コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、<u>市町村</u>等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 (略)</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院</td> <td>地域災害医療対策会議への参画 臨機応急な医療活動 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>災害医療調整本部への参画 医療救護活動の実施</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td>災害医療調整本部への参画 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 JMATの派遣調整</td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 (略)			→	市町村	地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)				地元医師会・災害拠点病院	地域災害医療対策会議への参画 臨機応急な医療活動 (略)				日本赤十字社愛知県支部	災害医療調整本部への参画 医療救護活動の実施	→			県医師会	災害医療調整本部への参画 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 JMATの派遣調整	→		→	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																											
県	保健所等による医療情報収集 (略)			→																																																											
市町村	(追加) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)																																																														
地元医師会・災害拠点病院	(追加) 臨機応急な医療活動 (略)																																																														
日本赤十字社愛知県支部	(追加) 医療救護活動の実施	→																																																													
県医師会	(追加) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 (追加)	→		→																																																											
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																											
県	災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 (略)			→																																																											
市町村	地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)																																																														
地元医師会・災害拠点病院	地域災害医療対策会議への参画 臨機応急な医療活動 (略)																																																														
日本赤十字社愛知県支部	災害医療調整本部への参画 医療救護活動の実施	→																																																													
県医師会	災害医療調整本部への参画 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 JMATの派遣調整	→		→																																																											
129	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1節 医療救護</th> <th>県</th> <th>(追加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1節 医療救護	県	(追加)				<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1節 医療救護</th> <th>県</th> <th>1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置				<p>対策の整備</p>																																																
第1節 医療救護	県	(追加)																																																													
第1節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置																																																													

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）		改正案		改正理由
		1(1)～1(7)（略） 市町村 (追加) 2(1)、2(2)（略） 地元医師会、災害拠点病院 (追加) 3(1)、3(2)（略） 日本赤十字社愛知県支部 (追加) 5 医療救護活動の実施 県医師会 (追加) 6(1) 医療救護活動の実施 (追加) 6(2) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集		1(2)～1(8)（略） 市町村 2(1) 地域災害医療対策会議への参画 2(2)、2(3)（略） 地元医師会、災害拠点病院 3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2)、3(3)（略） 日本赤十字社愛知県支部 5(1) 災害医療調整本部への参画 5(2) 医療救護活動の実施 県医師会 6(1) 災害医療調整本部への参画 6(2) 医療救護活動の実施 6(3) 地区医師会との調整 6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集	
129	第1節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置 (追加)		第1節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置 <u>(1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</u>	対策の整備	
	(1)～(4)（略） (5) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村に提供する。 (6)～(9)（略）		(2)～(5)（略） (6) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、 <u>関係機関と共有する。</u>	対策の整理	
130	2 市町村における措置 (2) 必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。		2 市町村における措置 (2) <u>市町村は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。</u>	対策の整備	
130	3 地元医師会、災害拠点病院における措置 (追加)		3 地元医師会、災害拠点病院における措置 <u>(1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、</u>	対策の整備	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
132	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置 (追加)</p> <p>日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>6 県医師会における措置 (追加)</p> <p>(1) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と県災害対策本部への情報提供に努める。</p> <p>1 2 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>1 3 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置</p>	<p><u>情報の共有を図る。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置 <u>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</u></p> <p><u>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>6 県医師会における措置 <u>(1) 県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</u></p> <p><u>(2) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。</u></p> <p><u>(3) 県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整する。</u></p> <p>(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部への情報提供に努める。</p> <p>1 2 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)</p> <p>1 3 医療機関等における活動の支援 <u>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</u></p> <p>1 4 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>						
137	<table border="1" data-bbox="197 1310 1032 1425"> <tr> <td data-bbox="197 1310 353 1425">第 4 節 緊急輸送手段の確保</td> <td data-bbox="353 1310 510 1425">県</td> <td data-bbox="510 1310 1032 1425">3(1)～3(3) (略) 3(4) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等による緊急輸送</td> </tr> </table>	第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)～3(3) (略) 3(4) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等による緊急輸送	<table border="1" data-bbox="1064 1310 1906 1425"> <tr> <td data-bbox="1064 1310 1220 1425">第 4 節 緊急輸送手段の確保</td> <td data-bbox="1220 1310 1377 1425">県</td> <td data-bbox="1377 1310 1906 1425">3(1)～3(3) (略) 3(4) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等</td> </tr> </table>	第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)～3(3) (略) 3(4) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等	<p>対策の整備</p>
第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)～3(3) (略) 3(4) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等による緊急輸送							
第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)～3(3) (略) 3(4) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等							

地震災害対策計画編

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由										
	車両等の確保												
143	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>3 県(防災局、各部局)における措置</p> <p>(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p>	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>3 県(防災局、各部局)における措置</p> <p>(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。</p>	対策の整備										
144	<p>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>附属資料第15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書」</p> <p>(追加)</p>	<p>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>附属資料第15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書」</p> <p>附属資料第15「災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書」</p> <p>附属資料第15「船舶による輸送等に関する協定書」</p>	対策の整理										
146	<p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>第2節 津波対策</p> <p>1 関係市町村における措置</p> <p>(2) 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等</p> <p>ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域堤外などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、災害時要援護者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p>	<p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>第2節 津波対策</p> <p>1 関係市町村における措置</p> <p>(2) 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等</p> <p>ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、災害時要援護者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p>	表記の整理										
148	<p>第10章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>基本方針</p> <p>(追加)</p>	<p>第10章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>基本方針</p> <p>帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p>	対策の整備										
	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>発災</td> <td>3日</td> <td>1週間</td> <td>復旧対応期</td> </tr> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>発災</td> <td>3日</td> <td>1週間</td> <td>復旧対応期</td> </tr> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	対策の整備
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期									
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期									

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）			改正案			改正理由
148	市町村	(略) 徒歩帰宅困難者に対する情報提供 徒歩帰宅困難者の救助・避難所対策の実施 (追加)		市町村	(略) 徒歩帰宅者に対する情報提供 徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 <u>企業等に対する一斉帰宅の抑制</u>		対策の整備
	県	(略) 徒歩帰宅困難者に対する情報提供 (追加)		県	(略) 徒歩帰宅者に対する情報提供 <u>企業等に対する一斉帰宅の抑制</u>		
	事業所等	<u>情報収集及び従業員等の順次帰宅</u>		事業所等	<u>安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制</u>		
	主な機関の措置			主な機関の措置			
	第1節 避難の勧告・指示	市町村 県(知事又は知事の命を受けた職員)	1(1)~1(3) (略) (追加) 3(1)~3(6) (略) (追加)	第1節 避難の勧告・指示	市町村 県(知事又は知事の命を受けた職員)	1(1)~1(3) (略) <u>1(4) 広域一時滞在に係る協議</u> 3(1)~3(6) (略) <u>3(7) 広域一時滞在に係る協議等</u>	対策の整備
	第4節 帰宅困難者対策	県、市町村 事業所等	(追加) 1(1)(2) 徒歩帰宅困難者に対する情報提供 1(3) (略) 2 <u>情報収集及び従業員等の順次帰宅</u>	第4節 帰宅困難者対策	県、市町村 事業所等	1(1) <u>帰宅困難者発生抑止のための広報等</u> 1(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1(4) (略) 2 <u>安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制</u>	対策の整備
149	第1節 避難の勧告・指示 1 市町村における措置 (追加)			第1節 避難の勧告・指示 1 市町村における措置 <u>(4) 広域一時滞在に係る協議</u>			対策の整備

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
150	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置（追加）</p>	<p><u>災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 <u>(7) 広域一時滞在に係る協議等</u> 県は、<u>県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。</u> また、<u>県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。</u></p>	<p>対策の整備</p>
151	<p>8 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p>8 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（<u>緊急報メール機能を含む。</u>）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p>対策の整理</p>
153	<p>第2節 避難所の開設 4 避難所の運営（追加）</p>	<p>第2節 避難所の開設 4 避難所の運営 <u>(14) 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u> <u>附属資料第 15「災害時における被災者支援に関する協定書（愛知県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合、愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合、愛知県クリーニング生活衛生同業組合）」</u></p>	<p>対策の整備</p>
154	<p>第4節 帰宅困難者対策 1 県(防災局)及び市町村における措置</p>	<p>第4節 帰宅困難者対策 1 県(防災局)及び市町村における措置</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
158	<p>(追加)</p> <p>(1) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(2) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>順次帰宅させるものとする。</u></p> <p>3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)</p> <p>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 4 炊き出しその他による食品の給与 (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。</p> <p>5 米穀の原料調達 (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。</p>	<p>(1) 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>対策をとるものとする。</u></p> <p>3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)</p> <p>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 4 炊き出しその他による食品の給与 (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 <u>また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。</u></p> <p>5 米穀の原料調達 (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章第 1 0 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>要領の修正・更新</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由																														
159	炊き出し用として米穀（ <u>精米</u> ）を確保する手順図 （図中） 政府米の受託事業者 第3節 生活必需物資の供給 2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協 定書（大手スーパー）」	炊き出し用として米穀を確保する手順図 （図中） 政府米（ <u>玄米</u> ）の受託事業者 第3節 生活必需物資の供給 2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協 定書（大手スーパー）」	表記の整理																														
160	(追加)	附属資料第15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協 定書」	対策の整備																														
161	第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 基本方針 (放射性物質及び原子力災害については、「風水害・原子力等災害対策 計画編第3編第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)	第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 基本方針 (削除)	表記の整理																														
164	第13章 遺体の取扱い 主な機関の応急活動	第13章 遺体の取扱い 主な機関の応急活動	対策の整理																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>他市町村への応援指 (追加)</td> <td>示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>遺体の捜索・収容 医師への医学的検査 遺体の処理及び一 遺体 他市町村又は県への応</td> <td>の依頼 時保存 の埋火葬 援要求</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	他市町村への応援指 (追加)	示			市 町 村	遺体の捜索・収容 医師への医学的検査 遺体の処理及び一 遺体 他市町村又は県への応	の依頼 時保存 の埋火葬 援要求	→	→	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>他市町村への応援指 県警と連携し、県医</td> <td>示 師会に検案を</td> <td>依頼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>遺体の捜索・収容 (削除) 遺体の処理及び一 遺体 他市町村又は県への応</td> <td>の依頼 時保存 の埋火葬 援要求</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	他市町村への応援指 県警と連携し、県医	示 師会に検案を	依頼		市 町 村	遺体の捜索・収容 (削除) 遺体の処理及び一 遺体 他市町村又は県への応	の依頼 時保存 の埋火葬 援要求	→	→	
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	他市町村への応援指 (追加)	示																															
市 町 村	遺体の捜索・収容 医師への医学的検査 遺体の処理及び一 遺体 他市町村又は県への応	の依頼 時保存 の埋火葬 援要求	→	→																													
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	他市町村への応援指 県警と連携し、県医	示 師会に検案を	依頼																														
市 町 村	遺体の捜索・収容 (削除) 遺体の処理及び一 遺体 他市町村又は県への応	の依頼 時保存 の埋火葬 援要求	→	→																													
	主な機関の措置	主な機関の措置	対策の整理																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第2節</th> <th>市町村</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遺体の処理</td> <td>県</td> <td>2(1)、2(2) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>県警察、第四管区 海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第2節	市町村	(略)	遺体の処理	県	2(1)、2(2) (略) (追加)	県警察、第四管区 海上保安本部	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第2節</th> <th>市町村</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遺体の処理</td> <td>県</td> <td>2(1)、2(2) (略) 2(3) 検案の依頼</td> </tr> <tr> <td>県警察、第四管区 海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第2節	市町村	(略)	遺体の処理	県	2(1)、2(2) (略) 2(3) 検案の依頼	県警察、第四管区 海上保安本部	(略)															
第2節	市町村	(略)																															
遺体の処理	県	2(1)、2(2) (略) (追加)																															
	県警察、第四管区 海上保安本部	(略)																															
第2節	市町村	(略)																															
遺体の処理	県	2(1)、2(2) (略) 2(3) 検案の依頼																															
	県警察、第四管区 海上保安本部	(略)																															

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
165	<p>第 2 節 遺体の処理</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、<u>医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</u></p>	<p>第 2 節 遺体の処理</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、<u>医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</u></p>	<p>対策の整理</p>																
166	<p>2 県（防災局）における措置 (追加)</p> <p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) 遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び<u>医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</u></p>	<p>2 県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置</p> <p><u>(3) 検案の依頼</u> <u>県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。</u></p> <p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) 遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び<u>医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</u></p>	<p>実施主体の追加 対策の整理</p> <p>対策の整理</p>																
167	<p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>2 県（防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(2) 応援指示 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 (追加)</p>	<p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>2 県（防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(2) 応援指示 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 <u>附属資料第 15「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書」</u> <u>附属資料第 15「災害時における遺体搬送の協力に関する協定書」</u></p>	<p>対策の整備</p>																
169	<p>第 1 4 章 交通施設の応急対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1193 1032 1273"> <tr> <td>第 3 節</td> <td>愛知県名古屋</td> <td>愛知県名古屋</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>空港施設対策</td> <td>飛行場</td> <td>空港事務所</td> <td></td> </tr> </table>	第 3 節	愛知県名古屋	愛知県名古屋	(略)	空港施設対策	飛行場	空港事務所		<p>第 1 4 章 交通施設の応急対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1193 1899 1273"> <tr> <td>第 3 節</td> <td>愛知県名古屋</td> <td>県(名古屋空港</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>空港施設対策</td> <td>飛行場</td> <td>事務所)</td> <td></td> </tr> </table>	第 3 節	愛知県名古屋	県(名古屋空港	(略)	空港施設対策	飛行場	事務所)		<p>表記の整理</p>
第 3 節	愛知県名古屋	愛知県名古屋	(略)																
空港施設対策	飛行場	空港事務所																	
第 3 節	愛知県名古屋	県(名古屋空港	(略)																
空港施設対策	飛行場	事務所)																	
172	<p>第 3 節 空港施設対策 (愛知県名古屋飛行場)</p> <p>3 <u>愛知県名古屋空港事務所</u>における措置</p>	<p>第 3 節 空港施設対策 (愛知県名古屋飛行場)</p> <p>3 <u>県(名古屋空港事務所)</u>における措置</p>	<p>表記の整理</p>																

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由						
175	<p>(1) 施設の使用停止及び応急工事 愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>4 自衛隊における措置 自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p> <p>第15章 ライフライン施設の応急対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 659 1034 812"> <tr> <td data-bbox="197 659 412 812">第2節 ガス施設対策</td> <td data-bbox="412 659 810 812">東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u></td> <td data-bbox="810 659 1034 812">(略)</td> </tr> </table>	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>	(略)	<p>(1) 施設の使用停止及び応急工事 名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>4 自衛隊における措置 自衛隊は、愛知県名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p> <p>第15章 ライフライン施設の応急対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 659 1904 812"> <tr> <td data-bbox="1066 659 1281 812">第2節 ガス施設対策</td> <td data-bbox="1281 659 1680 812">東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、<u>一般社団法人愛知県L Pガス協会</u></td> <td data-bbox="1680 659 1904 812">(略)</td> </tr> </table>	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>一般社団法人愛知県L Pガス協会</u>	(略)	<p>表記の整理</p> <p>一般社団法人化</p>
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>	(略)							
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>一般社団法人愛知県L Pガス協会</u>	(略)							
177	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>内に災害対策本部を設置する。 (略)</p> <p>(4) 応援の要請 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 必要に応じ、<u>社団法人エルピーガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p> <p>第16章 住宅対策 主な機関の応急活動</p>	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 <u>一般社団法人愛知県L Pガス協会</u>における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに<u>一般社団法人愛知県L Pガス協会</u>内に災害対策本部を設置する。 (略)</p> <p>(4) 応援の要請 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 必要に応じ、<u>一般社団法人全国L Pガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p> <p>第16章 住宅対策 主な機関の応急活動</p>	<p>一般社団法人化</p> <p>表記の整理</p>						

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）				改正案				改正理由		
180	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	表記の整理
	市 町 村	(略) 応援協力の要請 (追加)			入居意向調査の実施 (追加)	市 町 村	(略) 応援協力の要請 <u>《住宅の応急修理》</u>			入居意向調査の実施 <u>応急修理の実施の補助</u>	
185	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(2) 応援協力の要請</p> <p><協定締結団体></p> <p>(略)・・・全愛知建設労働組合、<u>愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、・・・(略)</u></p>					<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(2) 応援協力の要請</p> <p><協定締結団体></p> <p>(略)・・・全愛知建設労働組合、<u>愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知県建築技術研究会、・・・(略)</u></p>					表記の整理
192	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県(出納事務局、健康福祉部)における措置</p> <p>(1) 義援金の受付、配分</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p>					<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県(会計局、健康福祉部)における措置</p> <p>(1) 義援金の受付、配分</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、<u>県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</u></p>					組織内名称変更 表記の整理
194	<p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>ウ 火災共済協同組合への措置 (追加)</p> <p>(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置</p>					<p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>ウ 火災共済協同組合への措置</p> <p><u>(ア) 共済金等の支払いに係る便宜措置</u></p> <p><u>共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。</u></p> <p>(イ) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予に関する措置</p>					対策の整理

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
195	<p><u>組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書</u>の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等の利便を図る。</p> <p>共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、<u>共済契約者のり災</u>の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>業務停止等における対応に関する措置</u></p> <p>組合において、<u>共済事業に関する業務停止等の措置</u>を講じた場合、<u>業務停止等を行う店舗名等</u>を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p>	<p>(削除)</p> <p>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p> <p>(2) <u>営業停止等における対応に関する措置</u></p> <p>火災共済協同組合において、<u>窓口営業停止等の措置</u>を講じた場合、<u>営業停止等を行う営業店舗名等</u>を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p>	
196	<p>第3節 住宅等対策</p> <p>3 住宅金融支援機構東海支店における措置</p> <p>(略)・・・そして、<u>住宅金融支援機構融資に係る債務者</u>について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>附属資料第15「<u>災害発生時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書</u>」</p>	<p>第3節 住宅等対策</p> <p>3 <u>独立行政法人住宅金融支援機構東海支店</u>における措置</p> <p>(略)・・・また、<u>独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者</u>について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>附属資料第15「<u>災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書</u>」</p>	<p>表記の整理</p> <p>誤訂正</p>
214	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</p> <p>1 県（防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部）における措置</p> <p>(1) 主要食糧の確保</p> <p>ア 米穀</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（<u>食糧部</u>）と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p>	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</p> <p>1 県（防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部）における措置</p> <p>(1) 主要食糧の確保</p> <p>ア 米穀</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（<u>生産部</u>）と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p>	<p>組織内名称変更</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由									
	<p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人愛知県建設業協会及び独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p> <p>附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会）」 (追加)</p> <p>第 4 章 発災に備えた直前対策 主な機関の措置</p>	<p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人愛知県建設業協会<u>始め災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書の締結</u> 1 2 団体及び独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p> <p>附属資料第 15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会）」 <u>附属資料第 15「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」</u></p> <p>第 4 章 発災に備えた直前対策 主な機関の措置</p>										
222	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 852 398 1002">第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td data-bbox="398 852 645 1002">社団法人愛知県工ルピーガス協会</td> <td data-bbox="645 852 1034 1002">(略)</td> </tr> </table>	第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	社団法人愛知県工ルピーガス協会	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 852 1267 1002">第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td data-bbox="1267 852 1514 1002">一般社団法人愛知県 L P ガス協会</td> <td data-bbox="1514 852 1904 1002">(略)</td> </tr> </table>	第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	一般社団法人愛知県 L P ガス協会	(略)	一般社団法人化			
第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	社団法人愛知県工ルピーガス協会	(略)										
第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	一般社団法人愛知県 L P ガス協会	(略)										
223	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1011 398 1385">第 1 2 節 郵政事業対策</td> <td data-bbox="398 1011 645 1385">郵便事業株式会社</td> <td data-bbox="645 1011 1034 1385"> 1(1) 強化地域内 ア 業務の取扱い停止 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等を社屋前に掲示 ウ 屋外業務従事者の帰店 エ 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保 1(2) 強化地域外 平常窓口業務 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="398 1390 645 1426">郵便局株式会社</td> <td data-bbox="645 1390 1034 1426">2(1) 強化地域内</td> </tr> </table>	第 1 2 節 郵政事業対策	郵便事業株式会社	1(1) 強化地域内 ア 業務の取扱い停止 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等を社屋前に掲示 ウ 屋外業務従事者の帰店 エ 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保 1(2) 強化地域外 平常窓口業務		郵便局株式会社	2(1) 強化地域内	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 1011 1267 1385">第 1 2 節 郵政事業対策</td> <td data-bbox="1267 1011 1514 1385">(削除)</td> <td data-bbox="1514 1011 1904 1385">(削除)</td> </tr> </table>	第 1 2 節 郵政事業対策	(削除)	(削除)	郵便事業株式会社を統合し、名称変更
第 1 2 節 郵政事業対策	郵便事業株式会社	1(1) 強化地域内 ア 業務の取扱い停止 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等を社屋前に掲示 ウ 屋外業務従事者の帰店 エ 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保 1(2) 強化地域外 平常窓口業務										
	郵便局株式会社	2(1) 強化地域内										
第 1 2 節 郵政事業対策	(削除)	(削除)										
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 1394 1267 1426"></td> <td data-bbox="1267 1394 1514 1426">日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="1514 1394 1904 1426">(1) 強化地域内</td> </tr> </table>		日本郵便株式会社	(1) 強化地域内							
	日本郵便株式会社	(1) 強化地域内										

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）			改 正 案			改正理由
			ア 業務の取扱い停止 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前等掲示 ウ 屋外業務従事者の帰局 エ 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保 2(2) 強化地域外 平常窓口業務			ア 業務の取扱い停止 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前等掲示 ウ 屋外業務従事者の帰局 エ 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保 (2) 強化地域外 平常窓口業務	
	第 5 節 鉄道			第 5 節 鉄道			
	4 名古屋鉄道株式会社における措置			4 名古屋鉄道株式会社における措置			
	ア 列車の運行			ア 列車の運行			
232	(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。			(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、 <u>状況に応じて</u> 輸送力を増強する。			対策の整理
	第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係			第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係			
238	5 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u> における措置 警戒宣言が発せられた場合、 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u> は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、L P ガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。			5 <u>一般社団法人愛知県 L P ガス協会</u> における措置 警戒宣言が発せられた場合、 <u>一般社団法人愛知県 L P ガス協会</u> は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、L P ガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。			一般社団法人化
	第 1 1 節 金融対策			第 1 1 節 金融対策			
	1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置			1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置			
241	(4) 証券会社等への措置 ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応 (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、 <u>営業所等</u> の窓口における業務を停止すること。 (ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社等の円滑な遂行を期するため、 <u>窓口業務の開始・再開</u> は行わない。			(4) 証券会社等への措置 ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応 (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合 <u>には</u> 、 <u>営業所又は事務所</u> の窓口における業務を停止すること。 (ウ) 休日、 <u>開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には</u> 、発災後の証券会社等の円滑な遂行の <u>確保</u> を期するため、 <u>窓口業務の開始又は再開</u> は行わない。			対策の整理
	第 1 2 節 郵政事業対策			第 1 2 節 郵政事業対策			
	1 <u>郵便事業株式会社</u> における措置			<u>日本郵便株式会社</u> における措置			郵便事業株式会社

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
242	<p>(1) 強化地域内の支店の措置</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。</p> <p>イ 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を社屋前に掲示するものとする。</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。</p> <p>エ 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 強化地域外の支店の措置 (略)</p> <p>2 郵便局株式会社における措置</p> <p>(1) 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。</p> <p>イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。</p> <p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>(2) 強化地域外の郵便局株式会社の措置</p> <p>原則として、平常どおり窓口業務を行う。</p>	<p>(1) 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。</p> <p>イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。</p> <p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 強化地域外の郵便局の措置 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>を統合し、名称変更</p>